

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念に掲げた目指すべき姿を実現し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上が、すべてのステークホルダーの満足につながると認識しております。これを実現するために、企業経営の透明性と効率性の確保、また迅速・果敢な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1-4 いわゆる政策保有株式>

当社は、事業上重要な取引先との関係維持・強化により、当社グループの中長期的な企業価値の向上を目的として、かかる取引先の株式を政策的に保有しております。政策保有株式については、取締役会で定期的に検証しており、政策保有先ごとに中長期的な経済合理性や当社グループの事業戦略等の観点から中長期的な企業価値の向上という目的に資するかどうかを総合的に判断し、保有意義の薄れた株式については政策保有先の状況等を勘案したうえで売却を進めるものとしています。政策保有株式に関する議決権の行使については、当社グループ及び政策保有先の中長期的な企業価値の向上という観点に立ち、すべての議案内容を精査したうえで、議案ごとの賛否を適正に判断しております。組織再編などにより、株主価値が大きく毀損される事態や社会的不祥事等コーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対いたします。当社の株式を保有する政策保有株主から売却の意向が示された場合、取引の縮減を示唆する等の売却を妨げることは一切行っており、適切に売却等に対応しております。

<原則1-7 関連当事者間の取引>

当社と取締役との間で取引を行う場合は、取締役会規則に基づき取締役会の承認を得たうえで実施することとしており、その他の関連当事者間取引を行う場合は、社内規程に基づき法務部門・経理部門等において取引の適正性を審査のうえで実施することとしております。

<原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社における企業年金の積立金の運用は、ウシオ電機企業年金基金により行われています。基金は、積立金の運用を複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関に一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。当社は、財務・人事の専門性を有した当社役職員を基金へ派遣するとともに、定期的に開催される資産運用委員会における審査を通じ、基金の運営全般の健全性を確認しております。

<原則3-1 情報開示の充実>

(i)当社は、企業理念及び中期経営計画を策定し、当社ウェブサイト上で公開しております。

企業理念 <http://www.ushio.co.jp/company/idea/index.html>

中期経営計画 http://www.ushio.co.jp/jp/ir/library/management_plan/index.html

(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(iii)報酬体系としては、役位に応じた基準額及び業績・職務評価に応じて決定される額から構成される金銭報酬及び株式報酬により構成されております。なお、これらの報酬にかかる取締役会決議にあたっては、あらかじめ報酬の体系及び水準並びに業績への貢献度評価について公平性及び妥当性を確保する観点から委員長及び半数以上の委員を社外取締役で構成する報酬諮問委員会の審議を経ることとしております。

(iv)取締役候補の指名にあたっては、報酬諮問委員会における現任取締役の業績への貢献度評価、監査等委員会の意見、並びに取締役の職務を果すために必要となる行動特性、能力、経験等を総合的に考慮し、取締役会において決議することとしております。なお、取締役の職務執行に不正又は重大な法令若しくは定款違反等があった場合は、当該取締役の役位の解職その他の処分又は株主総会への解任議案の提出について、取締役会において審議のうえ決定することとしております。

(v)個々の取締役の選解任理由については、株主総会参考書類に記載しております。

<補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要>

当社は、業務執行の決定を迅速に行い、機動的に業務執行を行うことを可能とするため、取締役会決議により重要な業務執行の一部について、総資産額等を基準として一定の範囲内においてその決定を業務執行を担う取締役に委任することとしております。取締役会については、法令・定款に定められる事項のほか、上記の範囲を超える重要な業務執行の決定等を取締役会規則において決議事項と定めております。

<原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所の定める独立性基準をふまえ、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係及び個別事情を総合的に勘案して判断することとしております。

<補充原則4-11-1 取締役会の全体として知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方>

取締役会においては、経営の基本方針等の最重要事項に関する意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能を発揮して経営の公正性、透明性を確保することができるように、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及びジェンダーや国際性の面を含む多様性を考慮して構成することとしております。取締役会の構成は、当社において迅速かつ合理的な意思決定を行うための適切な規模として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)12名以内と監査等委員である取締役5名以内とすることを定款で定めており、そのうち独立性の高い社外取締役を複数名選任

することとしております。各監査等委員は、その職務を遂行するうえで会計監査人及び内部監査部門等との密な連携を図っていくために求められる適切な知識、経験、能力を備えており、実効性ある監査体制が整備されています。

＜補充原則4-11-2 取締役の他の上場会社の役員兼任状況＞
取締役の他の上場会社の役員兼任状況等につきましては、事業報告及び株主総会参考書類における重要な兼職の状況に記載しております。

＜補充原則4-11-3取締役会の実効性に関する分析・評価＞
当社では、個々の取締役に対して取締役会の構成、運営状況、審議事項等に関するアンケート及びインタビューを実施し、取締役会の実効性について分析・評価を行っております。本年における分析・評価の結果として、取締役会としての実効性は概ね確保されていると判断しております。一方で、今後も引き続き取り組むべき課題として、情報提供及び審議のさらなる充実が挙げられ、取締役会として確認共有しております。これらの改善に向け継続的に取り組んでまいります。

＜補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針＞
当社では、取締役がその機能と役割を果たすため、就任時に外部機関での研修等を受講しております。また、適宜、社内外の講師によるセミナー等を実施し、継続的に必要な知識の習得や適切な更新等の機会を設けております。社外取締役については、その役割及び機能を果たすために、取締役会とは別に、当社の経営課題について担当役員から説明を受けたうえで協議する機会を設けております。

＜原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針＞
当社は、IRポリシーを策定し、当社ウェブサイト上で公開しております。
<http://www.ushio.co.jp/jp/ir/management/policy.html>
株主との対話は、面談内容の重要性などを考慮し、代表取締役社長、担当取締役、IR担当部長等が適切に対応しております。また、IR担当部門は、対話を充実させるために、関連部署と連携し情報収集に努めるとともに、株主との対話内容を、定期的に代表取締役社長等へフィードバックを行い、必要に応じて、取締役会等に報告することで共有を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9,539,100	7.44
株式会社りそな銀行	6,319,009	4.93
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	6,089,900	4.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,969,900	4.66
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエスタックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	5,494,393	4.29
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	4,274,921	3.33
株式会社三菱UFJ銀行	4,248,022	3.31
朝日生命保険相互会社	3,305,500	2.58
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SSD00	2,895,172	2.26
牛尾 治朗	2,636,714	2.05

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記のほか、自己株式が11,575,010株あります。なお、自己株式 (11,575,010株) には、役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式 (352,300株) を含んでおりません。
2. 平成27年11月6日付で関東財務局長に提出された株式会社りそな銀行の大量保有報告書の変更報告書において、平成27年10月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されていますが、当社として平成30年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。
- 氏名又は名称、住所、保有株券等の数、株券等保有割合
株式会社りそな銀行、大阪市中央区備後町二丁目2番1号、7,697,809株、5.51%
3. 平成29年7月18日付で関東財務局長に提出されたシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーの大量保有報告書の変更報告書において、平成29年7月13日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されていますが、当社として平成30年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称、住所、保有株券等の数、株券等保有割合
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー、英国ロンドン ダブリュー1ジェイ6ティーエル、ブルトン ストリート1, タイム アンド ライフ ビル 5階、12,934,300株、9.26%

4. 平成30年4月16日付で関東財務局長に提出された株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの大量保有報告書の変更報告書において、平成30年4月9日現在で、共同保有者である株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ国際投信株式会社がそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されていますが、当社として平成30年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

氏名又は名称、住所、保有株券等の数、株券等保有割合
株式会社三菱UFJ銀行、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号、4,248,022株、3.04%
三菱UFJ信託銀行株式会社、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号、7,836,355株、5.61%
三菱UFJ国際投信株式会社、東京都千代田区有楽町一丁目12番1号、369,000株、0.26%

5. 平成30年6月13日付で関東財務局長に提出されたスプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッドの大量保有報告書の変更報告書において、平成30年6月8日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されていますが、当社として平成30年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称、住所、保有株券等の数、株券等保有割合
スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッド、181 University Avenue Suite 1300 Toronto, Ontario, Canada M5H 3M7、5,614,900株、4.02%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原 良也	他の会社の出身者								△			
金丸 恭文	他の会社の出身者								○			
橘・フクシマ・咲江	他の会社の出身者											
米田 正典	他の会社の出身者								△			
山口 伸淑	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

原 良也		○	原良也氏は、大和証券(株)の元代表取締役であり、同社と当社との間にはアドバイザリー契約等取引があります。	原良也氏は、証券会社における経営者としての豊富な経験と資本市場に関する深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣とは独立した公正中立な立場から経営全般にわたり監督・助言いただいています。なお、同氏は取引のある証券会社の元代表取締役ではあるものの、同社及び当社双方の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも1%を超えるものではなく、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏が同社及び同社グループの業務執行者を退任し9年以上が経過しております。以上のことから、一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。
金丸 恭文		○	金丸恭文氏は、(株)フューチャーアーキテクトの代表取締役であり、当社と同社との間には業務委託等取引があります。	金丸恭文氏は、情報通信及びITコンサルティング会社の創業者・経営者としての豊富な経験と深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣とは独立した公正中立な立場から経営全般にわたり監督・助言いただいています。なお、同氏が代表する会社と当社の間には取引関係はありますが、同社及び当社双方の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも1%を超えるものではなく、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。
橘・フクシマ・咲江		○	—	橘・フクシマ・咲江氏は、グローバルな視野を持つ人材に関する高い見識及び国際的な企業経営に関する豊富な知識・経験を有しており、業務執行を行う経営陣とは独立した公正中立な立場から経営全般にわたり監督・助言いただいています。なお、同氏が代表する会社と当社との間には取引関係はありません。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。
米田 正典	○	○	米田正典氏は、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の元代表取締役であり、同社と当社との間には保険契約取引があります。	米田正典氏は、保険会社における経営者としての幅広く高度な見識及び豊富な経験を有しており、業務執行を行う経営陣とは独立した公正中立な立場から監督・監督いただいています。なお、同氏は取引のある損害保険会社の元代表取締役ではあるものの、同社及び当社双方の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも1%を超えるものではなく、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏が同社及び同社グループの業務執行者を退任し3年以上が経過しております。以上のことから、一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。
山口 伸淑	○	○	山口伸淑氏は、(株)りそな銀行の元業務執行者であり、当社は同行より借入を行っています。	山口伸淑氏は、金融機関における経営者としての幅広く高度な見識及び豊富な経験を有しており、業務執行を行う経営陣とは独立した公正中立な立場から監督・監督いただいています。なお、同氏は取引銀行出身者ではあるものの、当社の総資産に占める同行からの借入金額の割合は少なく、実質無借金の状態にあるため、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏が同行及び同行グループの業務執行者を退任し3年以上が経過しております。以上のことから、一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の設置方法、人数、資質等について監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務の遂行に必要な取締役及び使用人を置くものとしています。監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会の職務の補助業務の遂行においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門は、業務管理や業務手続の妥当性等の監査を実地での監査を基に行っており、監査等委員会に対して年間の監査計画書を提出して具体的な監査方針を説明するとともに、内部監査結果の報告を適宜行います。
会計監査人は、監査等委員会に対して年間の監査計画書を提出して具体的な監査方針を説明するとともに、四半期・期末決算における四半期レビュー・会計監査の際にはレビュー・監査結果の要旨の報告を行います。
監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人は、情報交換、意見交換を実施し、相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、役員報酬等の体系及び水準並びに個々の役員の業績への貢献度評価について公平性及び妥当性を確保するため、委員長及び半数以上の委員を社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しております。また、経営者育成施策の有効性・価値向上に資することを目的として、委員長及び半数以上の委員を社外取締役で構成する指名育成諮問委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額相当の金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位及び業績（連結営業利益・ROE）達成度等に応じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭が交付及び給付される株式報酬制度です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況 一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

事業報告にて、取締役（監査等委員を除く）と取締役（監査等委員）を区分して（社外取締役についてはそれぞれの区分の内訳として）、報酬等の支給額の総額を開示しております。
また、有価証券報告書では、これに加え報酬等の総額が1億円以上である取締役について個別の開示を行っております。
なお、事業報告及び有価証券報告書は当社ウェブサイトに掲載しております。
事業報告 http://www.ushio.co.jp/jp/ir/stocks_info/meeting.html
有価証券報告書 http://www.ushio.co.jp/jp/ir/library/valuable_s/

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬体系としては、役位に応じた基準額及び業績・職務評価に応じて決定される額から構成される金銭報酬及び株式報酬により構成されております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役は、取締役会の議案について十分な検討ができるように事前に各担当部門より説明を受けており、また他の取締役との個別の情報交換、意見交換等を行っております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
菅田史朗	特別顧問	対外活動に従事	非常勤・報酬無	2014/09/30	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。
これは、重要な業務執行の一部の決定を業務執行を担う取締役へ委任することによる意思決定の迅速化を推進する一方で、取締役会の半数を社外取締役に構成することにより監督機能を強化するとともに、取締役の職務の執行の適法性及び妥当性を監査する権限を有する監査等委員会を設置することにより監査・監督機能の強化を図るためであります。
取締役会については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名（日本人かつ男性6名、日本人かつ女性1名）（うち社外取締役3名）と監査等委員である取締役3名（全員が日本人かつ男性）（うち社外取締役2名）の計10名で構成され、経営の基本方針等の最重要事項に関する意思決定及び業務執行の監督を担っております。
業務執行については、重要な業務執行の一部の決定を業務執行を担う取締役へ委任することにより意思決定の迅速化を推進するとともに、執行役員制度により確実かつ迅速な業務の執行体制を構築しております。また、経営協議会、グループ経営協議会を設置し業務執行に関する重要事項の審議・報告を行っております。
監査等委員会については、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、監査等委員会の定める監査等委員会監査等基準に従い取締役の職務執行状況についての監査等を行っております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの情報収集、並びに内部監査部門及び会計監査人との連携を円滑に行い監査等の実効性を高めるため、常勤の監査等委員1名を選定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業経営の透明性と効率性の確保、また迅速・果敢な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの強化の一環として取締役会の更なる監督機能の強化を図るため、監査等委員会設置会社を選択しております。当社は、取締役会決議により重要な業務執行の一部について、その決定を業務執行を担う取締役へ委任することによる意思決定の迅速化を推進する一方で、取締役会の半数を社外取締役で構成することにより監督機能を強化するとともに、取締役の職務の執行の適法性及び妥当性を監査する権限を有する監査等委員会を設置することにより監査・監督機能を強化しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前までの発送を基本としております。なお、第55期定時株主総会(2018年6月28日開催)の招集通知については、2018年6月7日に発送いたしました。また、招集通知の発送に先立ち、6月4日に東京証券取引所及び当社ウェブサイトにおいて招集通知の早期掲載を行いました。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月開催の株主総会より議決権行使専用ウェブサイトに基づくインターネット議決権行使を行っております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2007年6月開催の株主総会より株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	東京証券取引所、当社ウェブサイト及び議決権電子行使プラットフォームにおいて、招集通知の英訳版(要約)を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・期末決算において代表取締役社長もしくは財務担当執行役員自らが説明しております。また、第1四半期・第3四半期決算においては、電話会議で説明を行い、どちらも財務担当執行役員がスピーカーを務めております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年数回、定期的に代表取締役社長が海外投資家とのミーティングやカンファレンスに参加し、実績の説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	中期経営計画、アニュアルレポート、決算短信、四半期決算短信、決算説明資料、通期及び中間報告書、有価証券報告書、四半期報告書、サステナビリティレポート	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業理念」、「私たちの行動指針10」において規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の社会・環境課題をはじめサステナビリティに関する課題については、「CSR行動計画」に表し計画的に取り組んでおり、取り組み状況についてサステナビリティレポートにて毎年開示しております。また、当社は2010年に国連グローバルコンパクト10原則に署名し、CSRについての積極的な活動を行っております。 当社は、FTSE Russell社が作成管理するグローバルな社会的責任投資指数「FTSE4Good Global Index」に15年連続で選定されており、また2017年より「FTSE Blossom Japan Index」に選定されております。また、MSCI社が作成管理する指数「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」及び「MSCI日本株女性活躍指数(WIN)」に2017年より選定されております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示そのものも社会的責任遂行のひとつと考え、サステナビリティレポートなどでのCSR活動の情報提供に加え、直接的(展示会・工場見学会・各種説明会)または間接的(ウェブサイト・社内報・掲示板)に情報の開示を行い透明性の高い経営を実施し、ステークホルダーからの信頼を得よう努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社並びにグループ全体の内部統制システムを整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、全社員が法令、定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるための、行動指針を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス担当部門を設けることとし、内部監査部門はコンプライアンス担当部門と連携の上、状況を監査し、適宜取締役会及び監査等委員会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、別途定める社内諸規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存、管理する。また、取締役はこれらの文書等を常時閲覧することができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程においてコンプライアンス、環境、品質、財務、法務、災害、情報及び輸出管理等のリスクの種類毎に責任部門を定め、各責任部門において規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成や配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定める。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、担当取締役ないし執行役員は速やかに取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な業務執行の一部の決定を業務執行を担う取締役へ委任することにより意思決定の迅速化を推進するとともに、執行役員制度により確実かつ迅速な業務の執行体制を構築する。また、情報技術（IT）を活用し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を行うことで、目標達成の精度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループにおいても当社と共通の企業理念及び行動指針を定め、グループ全社にコンプライアンス意識の醸成を図る。また、グループ各社において、規模や業態等に応じて、コンプライアンス担当や内部監査担当を配置し、当社のコンプライアンス担当部門や内部監査部門と連携する。

(2) 当社グループは、グループ経営協議会や個別定例会議を開催し情報の共有化を図る。また、当社はグループ各社から月例報告により定期的に報告を受けるとともに、重要事項については事前協議を行う。

(3) 当社におけるリスクの種類毎に定める責任部門が、グループ各社の関連部署と連携することにより統括的に当社グループのリスク管理を行う。

(4) 当社グループにおける中長期的目標を共有するとともに、グループ各社の目標値を年度予算として策定し、それらに基づく業績管理を行う。また、当社からグループ各社に取締役及び監査役を必要に応じて派遣する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(1) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の設置方法、人数、資質等について監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務の遂行に必要な取締役及び使用人を置くものとする。また、当該取締役及び使用人の業務評価及び人事評価については、監査等委員会の意見を尊重し決定する。

(2) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会の職務の補助業務の遂行においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の職務の補助業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

(1) 当社の取締役又は使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループ全体に著しい影響を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査の実施状況等を適宜報告する。

(2) 当社は、当社グループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員もしくは自己の会社の監査役への報告、又は内部通報制度等により外部の窓口への報告をすることができる体制を、規模や所在地域等に応じて確保する。

(3) 当社は、監査等委員会への報告又は内部通報制度等による報告をしたことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱をしないことを社内規程において明示する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門との間で定期的な意見交換を実施する。また、監査等委員会に対し、経理担当部門が主体となり監査が実効的に行われるための補助を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「社会の秩序や安全に悪影響を与える反社会的団体やグループ、人物などに関わりを持たない」ことをすべての取締役及び使用人が守るべき基本的な行動規範を定めた行動指針において宣言している。また、法務部門を統括部門とし、情報の集約化を図るとともに、地元警察署や関連団体との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集に努めている。

V その他

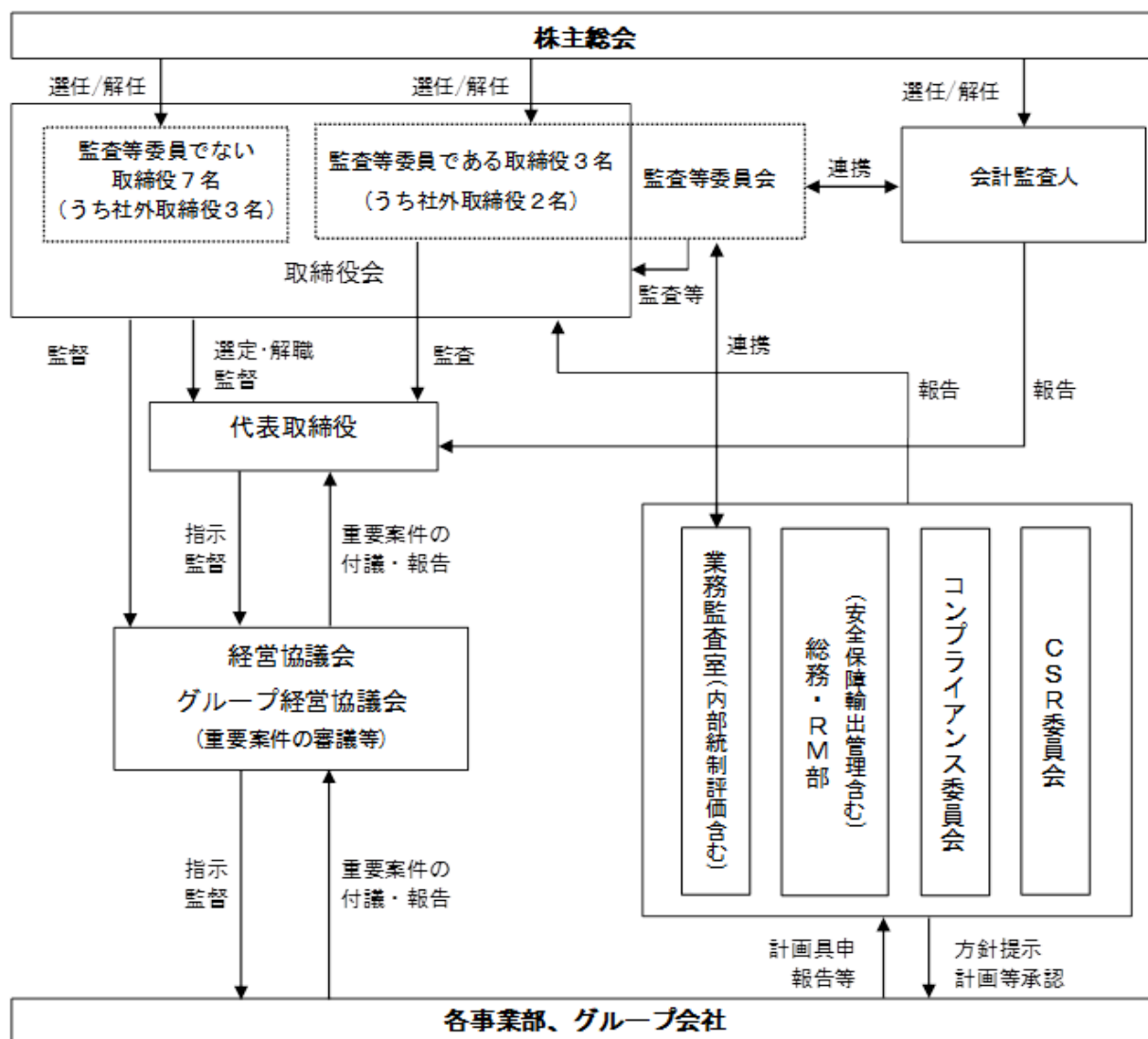
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



《 適時開示体制の概要についての模式図 》

